

定例会提出予定案件資料

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 1 令和6(2024)年度補正予算概要..... | 1 |
| 2 函館市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の骨子..... | 2～3 |

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

| 科目 | 補正額 | 説明 | |
|-----------|-----|------------------------------|-----|
| (国)衛生費負担金 | 7 | 母子保健費負担金増 (令和5年度精算不足額交付分) | 7 |
| (国)民生費補助金 | 600 | 女性相談費補助金増 (令和5年度精算不足額交付分) | 600 |

[歳出]

民生費

(単位：千円)

| 科目 | 補正額 | 説明 | 特定財源 |
|---------|---------|---------|---------|
| 社会福祉総務費 | 221,814 | 補助金等返還金 | 221,814 |

衛生費

(単位：千円)

| 科目 | 補正額 | 説明 | 特定財源 |
|---------|--------|---------|--------|
| 保健衛生総務費 | 22,885 | 補助金等返還金 | 22,885 |

2 函館市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

こども基本法に規定するこども施策の推進を図るために、子ども・子育て会議の設置の目的を改め、同法に規定する市町村こども計画の作成等に関する事項について調査審議することとし、および委員に関する規定を改めるため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委員および任期等)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 法第6条第2項に規定する保護者</p> <p>(2) 事業主を代表する者</p> <p>(3) 労働者を代表する者</p> <p>(4) <u>法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p>(5) <u>前号の子ども・子育て支援</u>に関し学識経験のある者</p> <p>(6) 公募による者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務</u>を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、<u>および本市におけるこども施策(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。第3条第1項第4号および第5号において同じ。)</u>の推進を図るため、函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成および変更ならびに実施に関する事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員および任期等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>こども施策に関する事業に従事する者</u></p> <p>(5) <u>こども施策</u>に関し学識経験のある者</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 子ども・子育て会議は、<u>第2条の所掌事務</u>を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>第9条・第10条 (略)</p> |